勤医協老人保健施設柏ヶ丘 **入所** 利用料概算表 2021年4月1日現在

(単価:1単位あたり10.14円)

1 利用者負担の内訳

①入所サービス費

■基本報酬

- 									
	在宅強化型								
米石 开川	多床室(4人)				個室				
類型	単位(1日)	1月(30日)		単位(1日)	1月(30日)				
		1割負担	2割負担	3割負担	平1四(1口)	1割負担	2割負担	3割負担	
要介護1	836	25,440 円	50,880 円	76,320 円	756	22,980 円	45,990 円	68,970 円	
要介護2	910	27,690 円	55,380 円	83,040 円	828	25,170 円	50,370 円	75,540 円	
要介護3	974	29,640 円	59,250 円	88,890 円	890	27,060 円	54,150 円	81,210 円	
要介護4	1,030	31,350 円	62,670 円	94,020 円	946	28,770 円	57,570 円	86,340 円	
要介護5	1,085	33,000 円	66,000 円	99,000 円	1,003	30,510 円	61,020 円	91,530 円	

○「在宅強化型」とは介護老人保健施設の類型です。他に「基本型」があり、当施設は「在宅強化型」に該当しますが、職員配置や利用者の退所実績により変動します。詳細は利用料説明書をご確認ください。 ○個室利用時の料金について、国が定める認知症の基準に該当する場合には多床室の料金になります。

■加算 利用者の状況等に応じて加算されます。

//L			74	<u> </u>	1 = 1 = 1 = 1	○ ★II 左 ∔□	↑ œu Æ ∔□
	主な加算項目	要件	単作	<u>\/</u>	1割負担	2割負担	3割負担
孴	入所前後訪問指導加算 II	入所前後に居宅を訪問し、在宅復帰のサービス計画を作成	(1回)	480	487 円	974 円	1,460 円
	サービス提供体制強化加算	基準以上の介護福祉士の配置がある		22	23 円	45 円	67 円
日	夜勤体制加算	夜勤職員の手厚い配置がある (24	24 円	49 円	73 円
毎	在宅復帰·在宅療養支援機能加算Ⅱ	基準以上の在宅復帰やケアの実績(在宅強化型)	(1日)	46	47 円	93 円	140 円
	初期加算	入所後30日間	(1日)	30	31 円	61 円	92 円
	認知症ケア加算	認知専門棟(職員が一般棟より多い)に入所	(1日)	76	77 円	154 円	231 円
	短期集中リハビリ加算	入所後3カ月以内のリハビリ実施		240	243 円	487 円	730 円
	認知症短期集中リハビリ加算	入所後3カ月以内の認知症リハビリ実施		240	243 円	487 円	730 円
	療養食加算	病状に対応した食事の提供	(1食)	6	6 円	12 円	18円
提供	排せつ支援加算Ⅲ	排せつ状況を評価し支援計画を作成、厚労省と情報共有	(1月)	20	20 円	40 円	61 円
時	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡リスクを評価しケア計画を作成、厚労省と情報共有	(1月)	13	13 円	26 円	39 円
	口腔衛生管理体制加算Ⅰ	口腔ケアのマネジメントに係る計画が作成されている	(1月)	90	91 円	182 円	274 円
	ターミナルケア加算(死亡日以前4~30日)	医学的知見より終末期にある方への看取り支援	(1日)	160	162 円	325 円	487 円
	ターミナルケア加算(死亡日以前2~3日)	医学的知見より終末期にある方への看取り支援	(1日)	820	831 円	1,663 円	2,494 円
	ターミナルケア加算(死亡日)	医学的知見より終末期にある方への看取り支援	(1日)	1,650	1,674 円	3,347 円	5,020 円
月	科学的介護推進体制加算	入所者の心身の状況等を厚労省と情報共有している。	(1月)	60	61 円	122 円	183 円
毎	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の資質向上やキャリア形成への取組みがある	所定単位	½×3.99	×1.014 円	×2.028 円	×3.042 円

②食費

朝食	昼食	夕食	1日	1月(30日)
380円	500円	500円	1,380円	41,400円

③居住費

	1日	1月(30日)	
多床室(4人)	370 円	11,100 円	
個室	470 円	14,100 円	

2 負担軽減に関する制度

役所への申請により、負担軽減の措置が受けられる場合があります。

●高額サービス費

左表の①入所サービス費が対象です。

入所サービス費について、利用者負担が下表にある上限額を超えたとき、その超えた額が「高額サービス費」として、事前に役所に届け出した口座に入金されます。

	区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	対象	生活保護世帯	世帯全員が 住民税課税 年金計課税 年金計額が 80 万方	世帯全員が 住民税非課 税で、第2段 階以外の方	第1~3段階 に該当しない 方
(軽減内容(負担上限)	15,000円 /月	15,000円 /月	24,600円 /月	44,400円 /月

●特定入所者介護サービス費

右表の②食費と③居住費(多床室のみ)が対象です。

上記の第1~3段階に該当し、且つ預貯金等の資産が単身者で1000万円未満、夫婦で2000万円未満の方(特定入所者)は、役所への申請により食費と居住費が軽減されます。

	第1段階	第2段階	第3段階	
②食費	300円/日 (9,000円/30日)	390円/日 (11,700円/30日)	650円/日 (19,500円/30日)	
③多床室	0円/日	_	ı	

※<u>月を遡って申請できません</u>。ご希望の方は入所開始月内の申請が必要です。

3 負担軽減に関する制度を利用した場合の月額利用料の目安 (給付金を相殺した金額)

							(単位:円)
		第1 000	第2	段階	第3	段階	第4段階
		第1段階		特定入所者		特定入所者	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	①入所サービス費	15,000	15,000	15,000	24,600	24,600	約33,000~44,400
	②食費	9,000	41,400	11,700	41,400	19,500	41,400
	③多床室	0	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
	③個室	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100
月	多床室利用	24,000	67,500	37,800	77,100	55,200	約85,500~96,900
計	個室利用	38,100	70,500	40,800	80,100	58,200	約88,500~99,900

「①入所サービス費」は、高額サービス費の申請により、負担上限を超えた額が後日、市区町村から給付されます。合計月額が高額サービス費の負担上限に満たない場合は、低い方の額になります。よって窓口での支払い額は標記の金額を超える場合があります。